(5) ce se 黒 崎 輝

学 位 の 種 類 博士(法学)

学位記番号 法第52号

学位授与年月日 平成19年3月1日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

最終学歴平成10年3月東北大学大学院法学研究科博士前期2年の

課程修了

学位論 文題 目 核兵器と日米関係

ーアメリカの核不拡散外交と日本の選択1960-1976-

論文審查委員 (主查)

教授 大西 仁 助教授 横田 正顕 助教授 戸澤 英典

論文内容の要旨

第二次世界大戦後の日本は、「唯一の被爆国」としての経験を焦土からの再出発に際しての拠り所としたが、冷戦下における消極的平和主義は、米国が提供する「核の傘」の下で初めて存続可能であった。しかし他方で、佐藤政権の下で「非核三原則」が閣議決定を見るまでの間、非核保有国として「核の傘」の恩恵に浴するという日本の立場は依然流動的であり、そこに日本独自の核武装論も含むいくつかの選択肢があり得たとするのが本論文の基本的前提である。本論文は、1960年代から1970年代半ばまでを対象として、戦後日本で模索された潜在的可能性としての核政策、中国の核武装に刺激された米国が日本に対して展開した核不拡散外交、さらには両者の相互作用について、実証的な分析を加えることを目的としている。

本論文は序章と終章を含む全8章から構成される。

第1章では、中国の第1回原爆実験が、日本への核拡散の可能性に関する米国政府の認識や、その対日政策に及ぼした影響が考察される。1960年代以降、米国政府は日本への核拡散の現実的可能性を低く見積もり、むしろ当時の日本の科学技術力を、中国の核実験がアジア諸国に与える心理的影響を緩和するために利用することを重視していた。しかし、中国の第1回核実験後に佐藤栄作をはじめとする日本の指導者の一部が核兵器開発に関心を示し始めたことにより、日本への核拡散を引き金とする核拡散の連鎖を懸念し、対日政策の中に核不拡散の目標が組み込まれることになった。

この考察を受けて、第2章から第6章にかけては、米国政府の対日核不拡散外交と、こ

れに関連した日本政府の動きが追跡・検証される。

第2章では、1960年代中葉に本格化した核不拡散条約交渉に関する日米協議と同交渉への日本政府の対応が考察される。中国の第1回原爆実験後、米国はもう1つの核大国であるソ連との間で核不拡散に共通利益を見出し、紆余曲折の多国間交渉を経てNPTが成立した。この間、日本政府は基本的には米国の立場に立ちながら、核不拡散条約の実現に向けた国際的取り組みを支持してきたが、非核保有国の権利・義務に関わる争点について関連諸国に対する独自外交を展開した。その結果、日本のNPT署名・批准問題は、ニクソン政権期に引き継がれることになった。

第3章では、1960年代の日米宇宙協力をめぐる外交と日本の宇宙開発をめぐる政治過程の分析を通じ、この問題が米国の核不拡散政策とどのように関係していたかが考察される。本章では、核不拡散の文脈における日本の宇宙開発政策の意味が3点にわたって結論付けられている。第1に、米国は宇宙開発分野での日本の成果を、中国の核兵器開発への対抗措置として利用しようと考えた。第2に、米国政府は日本のロケット開発が弾道ミサイルの開発に転用されることを警戒していた。第3に、これら2つの前提から、米国政府は日本政府に対して、弾道ミサイル不拡散のための政策協調を求め、対日技術協力の条件として、厳しい輸出管理措置を要求した。

第4章では、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)や戦略兵器制限交渉(SALT)をめぐる日米協議が主な考察対象となる。1960年代を通じて極秘裏に日米間で進められた ABM 協議の中で、日本側は日本防衛のための ABM に関心を示したが、米国側は核抑止力の低下が日本への核拡散の可能性を高めると考え、慎重に対応を検討した。しかし、日本は国内世論への配慮、技術的・財政的理由から ABM 導入には否定的にならざるを得なかった。米ソ両国の間で戦略兵器制限交渉が開始されると、外務省内部には中国の核に対する脅威論が台頭するが、結果的に日本政府には「米国の核抑止への依存」以外に政策的な選択が残されていなかったのである。

第5章では、1960年代以降に「米国の核抑止力への依存」が日本政府の公式の方針として確立されていく過程が追跡・検証される。日本政府は国内世論への配慮から1960年代後半まで「核の傘」への依存の方針を公にすることがなかったが、その一方で、佐藤首相は繰り返し「核の傘」の提供を米国に求め、1968年1月に核四政策を表明するに至った。その背景は、第1に、中国の核兵器開発や核不拡散条約交渉の進展に伴って国内外に日本の安全保障に関する方針を示す必要が生じたこと、第2に、政府や各党は、70年安保問題との関連でもこの点に関する国民への説明を求められていたこと、第3に、佐藤政権下における沖縄返還交渉の本格化に伴い、沖縄の「核抜き・本土並み」返還を求める世論が高揚し、核問題に関する政府の政策的立場の明確化が必要になったことである。日米安保条約存続の是非をめぐる保革対立は、「核の傘」への依存を前提から問い直す政治環境を温存しつつ、結果的にその代替策を国政レベルで追求することが難しくなった、と分析されている。

第6章では、ニクソン・フォード政権の対日外交が、日本国内の核不拡散条約(NPT)署名・批准作業との関連において考察される。ニクソンおよびキッシンジャー補佐官は、核拡散問題を相対的に軽視し、NPTの有効性にも懐疑的であった。しかし他方で、NPT条約国の拡大に努める米国務省が日本にもNPTの参加を促していたので、日本側には米国の意図に関する混乱が生じ、日本のNPT署名・批准が結果的に遅れることにもつながった。米国は日本のNPT批准を歓迎したものの、フォード政権としてそれは日本に圧力をかけてまで実現すべき目標ではなく、むしろNPTより多国間の核輸出規制体制の強化を重視していたことが、この章では明らかにされている。

以上の叙述および分析から、本論文では次のような結論が導かれる。

第1に,1960年代後半の国内的・国際的文脈の中で、核の脅威に対していかなる安全保障の枠組みを用意するかについて、日本の前に開かれた政策選択肢は複数存在した、ということである。その中には、米国との核運用参与の推進や、「自衛」を目的とする核兵器の開発保有という選択肢も含まれていたが、これらの選択肢は、深刻な政治的混乱を惹起する可能性や他の政策目標の追求の断念といったコストと引き替えにしか実現し得ないものであった。また、核兵器に依らない安全保障の追求は、日米安保条約を安保・防衛政策の軸とし、西側陣営の一員として核抑止を肯定する政府の志向と相容れなかった。結局、日本政府は、ソ連や中国に対する不信感や警戒心も手伝って、米国の核抑止力に依存するという現状維持政策を選択せざるを得なかった。

第2に、1970年代には、「非核」政策の継続や定着を促すような国際情勢の展開が生じた。NPTの発効と締約国の拡大は核不拡散の国際規範を強化し、SALTの産物として成立した ABM 条約の下では、米国からの ABM 導入や米国の ABM 前進配備が不可能となった。さらに、中ソ対立の激化と米中冷戦の終結に伴う日中国交正常化(1972年9月)の過程で、日米中3カ国は、日本の「非核」地位を相互承認するに至り、1976年に NPT 締約国となった日本では、非核三原則が「国是」として定着する。言い換えれば、この間に起きた国際情勢の変化は、日本政府の政策選択の幅を狭めたと同時に、「非核」政策の変更に伴う政治的コストを上昇させ、米国の「核の傘」の下で非核三原則を堅持するという「非核」政策を日本政府に改めて選択させる意味を持ったのである。

論文審査結果の要旨

核問題をめぐる日米関係は、従来、「核大国」対「被爆国日本」という形で描かれることが一般的であり、具体的な分析対象としては、いわゆる核密約や日本の政治家の核保有論などに関心が集中する傾向にあった。本論文では、両国関係を「核保有国」対「潜在的核保有国」と捉えなおした上で、非核三原則の形成過程が米国の核不拡散外交との相互作用の文脈の中で実証的に跡付けられている。本論文は、戦後日米関係史に新たな視角をも

たらすと同時に,核をめぐる日米関係を,近年新たに公開された米国側の外交文書,および情報公開法に基づいて独自入手した日本側の外交史料を駆使しながら実証的に解明した点で,画期的な労作である。

実際,従来の研究においては、日本に対する米国の核不拡散外交について、詳しいことがほとんど知られていなかった。本論文では、1964 年秋の中国の核実験の直後に首相に就任した佐藤栄作が、ライシャワー駐日大使に対して日本の核武装の可能性を示唆した事実が、原史料の丹念な収集と解読によって明らかにされているが、こうした発見は、従来の研究の死角であった中国の核実験の衝撃の大きさを、改めて浮き彫りにしている。

その他、NPT 交渉の中で日本が果たした間接的な役割、日本の宇宙開発と核不拡散外交との関係、米ソ間の核管理と日本の核不拡散問題との関連など、日本政府が最終的に「非核」の決定に至る過程が多面的に分析・叙述されていることも、本論文の大きな特徴である。また著者が指摘するように、日本の核政策の軸が少なくとも本論文の対象時期までは流動的であったとするならば、核武装論者であった佐藤が、何故に結果的に「非核」の選択を行ったのかということが、興味深い歴史のパラドクスとして浮かび上がってこよう。本論文は、相対的に量的・質的充実度において劣るとされる日本側史料の読み込みによって、この問題についても果敢に接近を試みている。

なお、本論文は、2006年3月30日付で有志社「フロンティア現代史」シリーズより単行本として刊行され、2006年度サントリー学芸賞受賞を始めとして、すでに多方面から幅広い反響を得ているが、その最大の理由は、本論文の学術研究としての水準の高さに加えて、その研究主題そのものが、北朝鮮の核問題を契機とする北東アジア地域の安全保障秩序の動揺をめぐる内外の現実に対する直近の歴史的過去を描いている点にある。もとより本論文は学術研究であり、なおかつ古典的とも言える実証的歴史研究であるが、本論文で描かれた「非核三原則」の成立過程は、核拡散防止体制の流動化の中で、日本の核政策をめぐる議論に一石を投ずるものとして高く評価されよう。

もっとも、このように画期的内容を持つ本論文にも、展開不十分な点が認められないわけではない。例えば、安全保障政策としての日本の核政策、ならびに米国の核不拡散政策は、日本の原子力平和利用すなわち原発問題とどのように関係していたか、本論文では詳しく論じられていない。また本論文は、米国側公開史料に大幅に依拠しながら、米国の対日核不拡散政策の実態を明らかにすることに成功しているが、NPT 交渉過程における日本の内政構造あるいは日本側の政策過程が十分に描き出されているとは言い難い。この点、既存の戦後内政研究との整合性を図ることや、日本側史料の貧弱さをインタビューなどの補助的研究手法によって補うことが、今後の課題として残されている。

しかし、これらの問題は、本論文の中心的主張を損なうものでもなければ、その学問的価値を減ずるものでもない。むしろ本論文を起点として学界全体に新たな研究上の課題が提起されたものとして、積極的に評価されるべきであろう。本論文の著者はすでにいくつかの研究機関で助手・講師を歴任し、日本国際政治学会を始めとする各種学会においても

顕著な業績を上げる完成された研究者であるが、さらなる研鑽を積み、日米関係史研究の 深化に貢献することが大いに期待される。

また、本論文提出者は、本論文に関する専攻科目及び外国語に関し、東北大学大学院法学研究科博士後期課程3年の課程を経て学位を授与される者と同等以上の学力を有する者であると認める。

以上により、本論文を博士(法学)の学位を授与するに値するものと認める。